

# 業務委託契約約款

(総 則)

第1条 受託者は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(業務主任技術者)

第2条 受託者は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。）を定め、委託者に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 受託者は、契約締結の際業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は受託者と協議するものとする。

(権利業務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 委託者は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第6条 委託者は、必要と認めるときは受託者に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第7条 委託者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は委託者と受託者とが協議して定める。

(期限の延長)

第8条 受託者は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者とが協議して定める。

(検査及び引渡)

第10条 受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 委託者は前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは受託者は遅滞なく当該補正を行い委託者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

この場合再検査の期日については前項を準用する。

4 受託者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該成果品を委託者に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第11条 受託者は前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなけ

ればならない。

(前払金)

第12条 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、委託者に対して委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の3/10以内の範囲で委託者と受託者とが協議して定めることとする。

2 受託者は前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を委託者に寄託しなければならない。

3 委託者は、第1項の請求があったときは、その日から14日以内に支払わなければならない。

4 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合においては、受託者はその増額後の委託料の3/10から受領済み前払金を差引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額した場合において受領済みの前払金額が減額後の委託料の4/10を超えるときは、受託者はその減額の日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定める。

6 委託者は受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払)

第13条 委託業務の一部が完了し、かつ可分のものであるときは委託業務の出来形部分に相応する委託代金相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は業務期間中（ ）回を超えることができない。

2 受託者は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る委託の完了部分の確認を委託者に求めなければならない。この場合においては、委託者は遅滞なくその確認を行ない、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託代金相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の委託代金相当額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{委託代金額}} \right)$$

4 受託者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 前項の規定により部分払金の支払があった後再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「委託代金相当額」とあるのは「委託代金相当額からすでに部分払の対象となった委託代金額を控除した額」とするものとする。

(契約不適合責任)

第14条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第15条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第11条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があ

ることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(委託者の任意解除権)

第16条 委託者は、委託業務が完了するまでの間は、第17条又は第18条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における委託業務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき、又は所在不明になったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 受託者の委託業務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその委託業務を履行せず、委託者が第17条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第20条又は第21条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれか

に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は第18条に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第17条又は第18条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第20条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における委託業務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第21条 受託者は、第7条第1項の規定による委託業務内容の変更等のため、業務委託料が3分の2以上減少したとき、又は履行の中止日数が履行期間の2分の1を超えたときは、直ちに契約を解除することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は第21条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は第20条又は第21条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第23条 この契約が解除された場合には、第1条第1項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下、「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。



3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(委託者の損害賠償請求等)

第24条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第17条又は第18条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託業務の本旨に従った履行をしないとき又は委託業務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償請求に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第17条又は第18条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその委託業務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の委託業務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照ら

して受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 6 第2項の場合（第18条第7号及び第9号並びに第26条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。  
（受託者の損害賠償請求等）

第25条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、委託業務の本旨に従った履行をしないとき又は委託業務の履行が不能であるとき。

- 2 第11条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（談合その他不正行為に係る解除）

第26条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受託者が協同組合及び共同企業体（以下「共同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 受託者は、前2項の規定によりこの契約が解除された場合は違約金として、業務委託料の10分の1に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第27条 受託者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。受託者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項において命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に規定する不当廉売である場合その他委託者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、委託者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受託者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して委託者に支払わなければならない。受託者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（業務妨害又は不当要求に対する措置）

第28条 受託者は、委託業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第2条に規定するものをいう。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第29条 委託者は、受託者が前条に違反した場合は、富里市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年告示第25号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。

（秘密の保持等）

第30条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は成果品（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

（補 則）

第31条 この約款に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。